

日本型直接支払いについて



徳島県農林水産部農村整備振興局農村振興課

井形 圭治

Igata Keiji

(農業部門／総合技術監理部門)

1. はじめに

ヨーロッパを旅行した多くの方が、その農村の美しい景色に感動をされるといいます。

欧州連合（European Union＝EU）では、共通農業政策（Common Agricultural Policy＝CAP）として、農村の環境保全などが中心的な概念となって、施策が展開されてきています。EUに加盟していないスイスにおいても同様の考え方で施策展開が図られています。

その結果、「緑のヨーロッパ」と呼ばれる、環境と調和した美しい農村景観が保たれてきています。

EUでは、農業の生産条件が厳しい地域での営農の継続を目的として、1975年に条件不利地域を対象とした直接支払制度が導入され、その後幾度かの農政改革を経て、「デカップリング（生産との切離し）」型直接支払が確立されてきました。

農業の持つ多面的機能が国民に評価され、農家に対する「直接所得補償」が行われています。

日本においても、平成12年度から中山間地域等において「中山間地域等直接支払制度」が、平成19年度から「農地・水・環境保全向上対策」が導入されています。

日本の美しい田園や農山村風景を将来に繋げていくための制度について紹介させていただきます。



写真.1 ドイツ・バイエルン州の農村景観



写真.2 ドイツ・バーデン＝ヴュルテンベルク州の農村景観

2. 日本型直接支払制度の創設

昨年12月、国は「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を車の両輪として、取り組むことを明確に示しました。

「日本型直接支払制度」は、地域政策の主要な制度として、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援することを目的に平成26年度に創設されました。

- (1) 多面的機能支払〔農地維持支払、資源向上支払〕 (2) 中山間地域等直接支払
 (3) 環境保全型農業直接支払の3つの制度から成り立っています。(図.1)

平成26年度は予算措置として実施され、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施されます。

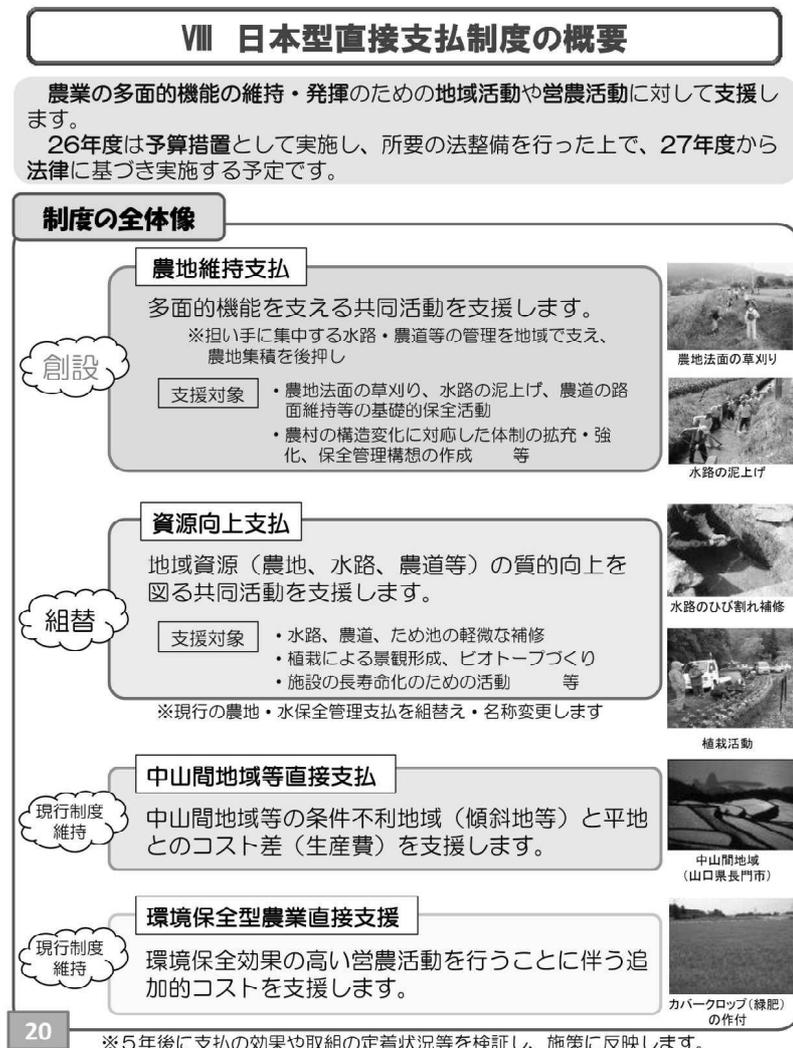


図.1 日本型直接支払制度の概要

3. 多面的機能支払制度の概要

多面的機能支払は、新たに創設した「農地維持支払」と従来の「農地・水・環境保全向上対策（農地・水保全管理支払）」を組み替え名称変更した「資源向上支払」から構成されています。

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

（1）農地維持支払

- ①対象者 農業者のみ又は農業者及びその他の者で構成する活動組織
- ②対象活動
 - ・農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動
 - ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等
- ③交付単価 田(3,000円/10a)、畑(2,000円/10a)、草地(250円/10a)

（2）資源向上支払

- ①対象者 農業者及びその他の者で構成する活動組織
- ②対象活動
 - ・地域資源の質的向上を図る共同活動
(水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等)
 - ・施設の長寿命化のための活動
- ③交付単価
 - 地域資源の質的向上 田(2,400円/10a)、畑(1,440円/10a)、草地(240円/10a)
 - 施設の長寿命化 田(4,400円/10a)、畑(2,000円/10a)、草地(400円/10a)

徳島県では、平成25年度に前制度の「農地・水保全管理支払」で、14市町村、対象面積6,982haで112活動組織が制度を活用しました。

平成26年度は、「多面的機能支払」において、15市町村、対象面積8,000ha、150活動組織を推進目標として取り組んでいます。



写真.3 平坦地の水田（小松島市）

4. 中山間地域等直接支払制度の概要

中山間地域等直接支払制度は、平坦地に比べ、傾斜があること等から生産費等が多くかかる中山間地域において、「5年間」農業生産活動や農地の持つ多面的機能の増進活動を行う集落等に対し、農業生産条件の格差を補正するため、農業生産活動を行う農地の面積に応じた交付金を支払う事業です。

(1) 対象地域

- ①特定農山村法、山村振興法、過疎法等、地域振興8法指定地域（通常地域）
- ②知事が通常地域と同様の条件不利性があると認めて指定する地域（特認地域）

(2) 対象農用地

農業振興地域の農用地区域内の、一定以上の勾配がある等の条件不利な農用地

(3) 交付対象者

集落マスタープランに基づき、「5年間」農業生産活動や多面的機能の増進活動等を実施することを定めた「集落協定」を市町村長と締結した農業者等

(4) 交付単価（主なもの）

		体制整備単価	基礎単価（8割単価）
①田	急傾斜（1/20以上）	21,000円/10a	16,800円/10a
	緩傾斜（1/100以上）	8,000円/10a	6,400円/10a
②畑	急傾斜（15°以上）	11,500円/10a	9,200円/10a
	緩傾斜（8°以上）	3,500円/10a	2,800円/10a

徳島県では、平成25年度、17市町村において544集落協定が3,444haの面積で交付を受けました。平成26年度も同様の取り組みが行われる予定です。

5. おわりに

本年度から創設された、「日本型直接支払制度」のうち、「多面的機能支払」と「中山間地域等直接支払」について紹介させていただきました。

これらの制度を活用していただき、徳島県内の農地や農業用施設の維持保全、営農の継続により、美しいとくしまの田園景観、農山村風景を未来に繋げていくことができればと思っています。



写真.4 中山間地の農地（神山町）



写真.5 急傾斜地の畑（三好市）